

議案第 2 号

白岡市森林環境譲与税基金条例

(設置)

第 1 条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）第 34 条第 1 項に規定する施策に要する経費の財源に充てるため、白岡市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 毎年度基金として積み立てる額は、当該年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 市長は、第 1 条の経費に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を一般会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月22日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第1項に規定する施策に要する経費の財源に充てることを目的として、白岡市森林環境譲与税基金を設置するため、本条例制定の必要を認め、この案を提出するものである。